



和歌山市公報

令和7年（2025年） 7月1日
第1802号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
24	和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・（人事課）	3
25	和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（人事課）	5
26	和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民課）	7
27	和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保健対策課）	8
28	和歌山市宮片男波海水浴場駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（観光課）	9
29	和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	10

【 規 則 】

53	和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則・（行政経営課）	11
54	和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則・・（保健対策課）	12
55	市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（総務課）	13
56	和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保健対策課）	14
57	和歌山市宮片男波海水浴場駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（観光課）	15

【 訓 令 】

7	和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	16
---	--	----

【 告 示 】

220	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	17
221	特定施設の設置についての事前評価に関する書面の縦覧・・・・・・・・（環境政策課）	18
222	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	20
223	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	21
224	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	22
225	公示送達（令和7年度随時第1期介護保険料督促状）・・・・・・・・（介護保険課）	23
226	特定計量器定期検査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	24
227	公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・（保険総務課）	28
228	公示送達（令和6年度及び令和7年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、令和6年度固定資産税・都市計画税督促状並びに令和6年度軽自動車税（種別割）督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	29
229	公示送達（令和6年度及び令和7年度国民健康保険料納入通知書並びに令和6年度国民健康保険料更生通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	30
230	道路区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	31
231	令和7年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	32

232	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく定期健康診断に伴う補助金の基準単価・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課)	33
233	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・	(障害者支援課)	34

【 公 告 】

○	変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧・・・・・・・・	(農林水産課)	35
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課)	36
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課)	37
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課)	38
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課)	39

【 選挙管理委員会告示 】

31	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	40
32	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	41
33	参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	42
34	参議院議員通常選挙における各投票区の投票所・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	43
35	参議院議員通常選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げ・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	44
36	参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	45
37	参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	46
38	参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	47
39	和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成6年選挙管理委員会告示第81号）の一部を改正する規程・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	48

和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第24号

和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第24条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第25条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第25条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第25条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第25条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第25条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測するこ

とができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第27条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第26条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第27条中「第14条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改める。

（和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

（和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例第25条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（令和7年7月1日揭示済）

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第25号

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）和歌山市職員の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第26号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例

和歌山市印鑑条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第12条第2項中「前項」を「前2項」に、「、当該申請が」を「当該申請が」に、「の上」を「し、前項の申請によるときは個人番号カード用利用者証明用電子証明書が効力を失っていないこと及び電子利用者証明（公的個人認証法第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。）が有効になされたことも確認し」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードであって、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。第16条第3号において同じ。）が記録されたものをいう。次条及び第16条第2号において同じ。）を印鑑登録証明書交付申請書に添え、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

第13条中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この条において「公的個人認証法」という。）第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている」及び「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」を削る。

第14条中「第7号」を「第6号」に改める。

第16条第2号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

（3）個人番号カード用利用者証明用電子証明書が失効しているとき。

（4）第12条第2項の規定による申請において、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者が、印鑑登録者本人でないとき。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項については、この条例による改正後の第5条及び第14条の規定にかかわらず、地方公共団体情報システムの標準化（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第2条第3項に規定するものをいう。）の実施作業の完了に時間を要する場合に限り、その間、なお従前の例によることができる。

（令和7年7月1日揭示済）

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第27号

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例（平成28年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

チューブ型包帯（1年分）	皮膚疾患群にり患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある状態	外力から皮膚を保護できること。	170,500円
--------------	--	-----------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和7年7月1日揭示済）

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第28号

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例の一部を改正する条例

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例（平成元年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「得て」の次に「駐車場の全部又は一部を」を加える。

第3条中「駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車で、車長4.95メートル以下、車幅1.95メートル」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、長さ5.00メートル以下、幅2.00メートル」に改める。

第5条を次のように改める。

（駐車料金の納付）

第5条 駐車場を使用する者（第12条において「使用者」という。）は、自動車を出場させる際に駐車料金を納付しなければならない。

第12条に次の1項を加える。

2 駐車場内において使用者に生じた次に掲げる損害について、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

- （1）天災その他不可抗力により生じた損害
- （2）車両相互の接触又は衝突により生じた損害
- （3）盗難等により生じた損害
- （4）前3号に掲げるもののほか、市の責めに帰することができない事由により生じた損害

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和7年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（令和7年7月1日揭示済）

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第29号

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（令和7年7月1日揭示済）

和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第53号

和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則（昭和42年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1号及び第6号中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（令和7年6月27日揭示済）

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第54号

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年規則第95号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（裏面）中「80万円」を「児童福祉法施行令第22条第1項第5号に規定する額」に改める。

別記様式第6号中

小児慢性特定疾病 の名称			を
成長ホルモン 治療の有無		※「無」の場合には、成長ホルモン治療は医療費助成の対象外です。	

小児慢性特定疾病 の名称			に改める。
-----------------	--	--	-------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第1号の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の別記様式第6号による医療受給者証は、この規則による改正後の別記様式第6号による医療受給者証とみなす。

（令和7年6月30日揭示済）

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第55号

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「佐藤副市長」を「鶴巻副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（令和7年6月30日揭示済）

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 56 号

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則（平成 28 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

チューブ型包帯	0 年
---------	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済）

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第57号

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例施行規則（平成元年規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和7年7月1日揭示済）

和歌山市訓令第7号

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程

和歌山市副市長事務担任規程（令和7年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（担当事務）

第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）第2条第1項の規定により第1順位として定められた副市長

- （1）市民環境局に属する事務
- （2）健康局に属する事務
- （3）福祉局に属する事務
- （4）都市建設局に属する事務
- （5）企業局に属する事務（公営企業管理者の権限に属する事務を除く。）
- （6）消防局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。）

市長の職務を代理する者の順序を定める規則第2条第1項の規定により第2順位として定められた副市長

- （1）総務局に属する事務
- （2）危機管理局に属する事務
- （3）財政局に属する事務
- （4）産業交流局に属する事務
- （5）出納室に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）
- （6）議会に属する事務（議会の権限に属する事務を除く。）
- （7）教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）
- （8）監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）
- （9）選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）
- （10）人事委員会に属する事務（人事委員会の権限に属する事務を除く。）
- （11）農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）
- （12）固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

2 市長公室に属する事務については、両副市長が担任する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

（令和7年6月30日揭示済）

和歌山市告示第220号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月17日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
吉川 和朗	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通4-22	腎臓機能障害、 ぼうこう・直腸機能障害	令和7年3月31日

(令和7年6月17日揭示済)

和歌山市告示第221号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 南海化学株式会社
 大阪市西区南堀江1丁目12番19号
 代表取締役社長執行役員 杉岡 伸也
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 南海化学株式会社 青岸工場
 和歌山市湊1342
- (3) 特定施設の種類
 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設
- (4) 特定施設に関する事項
 新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり
- (5) 汚水等の処理に関する事項
 新たな特定施設からの汚水は産廃処理
- (6) 排出水の汚染状態及び量
 別表第2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
 令和7年6月18日から令和7年7月9日まで
- (2) 場所
 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		
特定施設番号及び名称	第27号ヌ 廃ガス洗浄施設		
構造	FRP		
主要寸法	W3,980×D2,160×H2,973mm		
能力	3,300 m ³ /h		
1日当たりの使用時間	8時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
排出水の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大
	pH	<1	<1
	COD (mg/L)	1	1
	SS (mg/L)	1	1
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND
	全窒素 (mg/L)	1	1
	全リン (mg/L)	1	1
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	8200 /3年	8200 /3年	

備考	産廃処理
----	------

別表第2 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	既設	
		No.1 総合排水	
	項目	通常	最大
pH		6.7	8.0
COD (mg/L)		7	11
SS (mg/L)		7	15
n-Hex (mg/L)		0.2	0.2
T-N (mg/L)		3.3	5.9
T-P (mg/L)		0.72	1.24
排出水の1日当たりの量 (m ³)		4,437	4,950
備考	設置に伴う変更はありません。		

(令和7年6月18日揭示済)

和歌山市告示第222号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年6月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月2日、同月7日及び同月13日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月12日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月12日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和7年6月18日揭示済)

和歌山市告示第223号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年6月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、城東公園、太田第一公園、雑賀支所	令和7年6月2日、同月4日、同月5日、同月6日及び同月12日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和7年6月18日揭示済)

和歌山市告示第224号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年6月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年6月19日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年3月1日及び同月7日	令和7年3月19日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年3月13日	令和7年3月19日
和歌山市内一円市道上	令和7年3月5日、同月10日、及び同月14日	令和7年3月19日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

（令和7年6月18日揭示済）

和歌山市告示第225号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年6月19日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和7年度	随時第1期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和7年6月30日に変更する。

(別紙省略)

(令和7年6月19日揭示済)

和歌山市告示第226号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、定期検査の実施について次のとおり告示する。

令和7年6月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施区域 和歌山市全域

3 実施の期日及び実施場所

実施日	場所		時間
8月21日（木）	川永支所	和歌山市楠本283	午前10時から午前11時30分まで
	紀伊支所	和歌山市弘西1034-1	午後1時30分から午後3時まで
8月22日（金）	直川支所	和歌山市直川1254	午前10時から午前11時30分まで
	山口支所	和歌山市里146-2	午後1時30分から午後3時まで
8月27日（水）	西脇支所	和歌山市西庄1016-90	午前10時から午前11時30分まで
	加太支所	和歌山市加太2692	午後1時30分から午後3時まで
8月28日（木）	大新連絡所	和歌山市新大工町23	午後1時30分から午後3時まで
9月3日（水）	雑賀支所	和歌山市西浜1丁目4-48	午前10時から午前11時30分まで
	名草支所	和歌山市紀三井寺673-1	午後1時30分から午後3時まで

9月4日（木）	湊連絡所	和歌山市湊3丁目8-21	午前10時から午前11時30分まで
	松江連絡所	和歌山市松江中3丁目4-17	午後1時30分から午後3時まで
9月5日（金）	宮連絡所	和歌山市太田2丁目1-26	午前10時から午前11時30分まで
	宮前連絡所	和歌山市北中島1丁目7-1	午後1時30分から午後3時まで
9月8日（月）	安原支所	和歌山市桑山38-1	午前10時から午前11時30分まで
	岡崎支所	和歌山市森小手穂1262-1	午後1時30分から午後3時まで
9月9日（火）	東山東支所	和歌山市山東中51	午前10時から午前11時30分まで
	西山東支所	和歌山市吉礼342-2	午後1時30分から午後3時まで
9月10日（水）	木本連絡所	和歌山市木ノ本127-2	午前10時から午前11時30分まで
	野崎連絡所	和歌山市野崎194-1	午後1時30分から午後3時まで
9月11日（木）	活々料理館 （雑賀崎シーパーク内）	和歌山市田野101-3	午前10時から午前11時30分まで
9月12日（金）	三田連絡所	和歌山市坂田286	午前10時から午前11時30分まで
9月16日（火）	貴志連絡所	和歌山市向88-1	午前10時から午前11時30分まで
	有功支所	和歌山市園部1456-1	午後1時30分から午後3時まで

9月17日（水）	高松連絡所	和歌山市東高松2丁目4-46	午前10時から午前11時30分まで
	今福連絡所	和歌山市今福2丁目2-88	午後1時30分から午後3時まで
9月18日（木）	西和佐支所	和歌山市栗栖72	午前10時から午前11時30分まで
	四箇郷連絡所	和歌山市有本186-3	午後1時30分から午後3時まで
9月19日（金）	小倉支所	和歌山市新庄45-2	午前10時から午前11時30分まで
	和佐支所	和歌山市井ノ口255-1	午後1時30分から午後3時まで
10月7日（火）	新南連絡所	和歌山市木広町4丁目23	午前10時から午前11時30分まで
	和歌浦支所	和歌山市和歌浦西2丁目1-19	午後1時30分から午後3時まで
10月8日（水）	本町連絡所	和歌山市北桶屋町7	午前10時から正午まで
	楠見連絡所	和歌山市楠見中98-7	午後1時30分から午後3時まで
10月9日（木）	芦原連絡所	和歌山市雄松町4丁目18-2	午前10時から午前11時30分まで
	吹上連絡所	和歌山市堀止東1丁目6-17	午後1時30分から午後3時まで
10月10日（金）	中之島連絡所	和歌山市中之島1495	午前10時から午前11時30分まで
	広瀬連絡所	和歌山市広瀬中ノ丁1丁目16	午後1時30分から午後3時まで
10月15日（	宮北連絡所	和歌山市黒田205-2	午前10時から午前1

水)			1時30分まで
	城北連絡所	和歌山市西鍛冶屋町7	午後1時30分から午後3時30分まで
10月17日（金）	砂山連絡所	和歌山市砂山南2丁目1-4	午前10時から午前11時30分まで
	雄湊連絡所	和歌山市伝法橋南ノ丁16	午後1時30分から午後3時まで

備考 10 t以上の大型計量器等、計量器設置場所で検査を行うもの等は別途日程等の調整が必要となりますので、検査対象から除外します。

（令和7年6月20日揭示済）

和歌山市告示第227号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年6月23日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和7年7月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和7年6月23日揭示済)

和歌山市告示第228号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和7年6月30日揭示済）

和歌山市告示第229号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和7年7月24日に変更する
令和7年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和7年7月24日に変更する
令和6年度	国民健康保険料更生通知書	納期は、令和7年7月24日に変更する

(別紙省略)

(令和7年6月30日揭示済)

和歌山市告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。
 その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
28-11	本渡小瀬田線	和歌山市冬野1542番12地先 ～ 和歌山市冬野1542番2地先	旧	29.80	3.70 ～ 4.00
			新	29.80	4.00 ～ 10.70

(令和7年6月30日揭示済)

和歌山市告示第231号

令和7年6月30日市議会定例会において議決された令和7年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（令和7年7月1日掲示済）

和歌山市告示第232号

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第36号）第23条の規定により次のとおり補助基準額を告示する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

補助基準額は、次の表の検査区分欄に掲げる区分に応じ、同表の基準単価欄に定める額とする。

検査区分		基準単価
初回検査	間接撮影	506円

(令和7年7月1日揭示済)

和歌山市告示第233号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1496	あしたデイズ	和歌山市東蔵前 丁4 ファース トビル402	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
太陽商事株式 会社	神奈川県川崎市桜本1丁目16番 28号	令和7年7月1日	令和13年6月3 0日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1488	はぐみ大谷教 室	和歌山市大谷2 29-2	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社亀甲	和歌山市木ノ本1112-1	令和7年7月1日	令和13年6月3 0日

(令和7年7月1日揭示済)

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和7年6月20日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和7年6月20日

和歌山市長 尾花正啓
(令和7年6月20日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年6月23日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字森1237番、1238番1、1245番、1246番、1250番、1251番、西字森695番、696番、698番、水路	和歌山市太田一丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示

(令和7年6月23日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年6月23日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字碓合964番1、965番1、965番3、965番4、966番1、981番、981番2、981番3、982番1、982番2、982番3、982番6、982番7、982番8、985番1、985番4、991番1、991番4、1000番1、1000番3、出島字大窪り293番、294番 (1工区)	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地 株式会社EGH 代表取締役 米原まき

(令和7年6月23日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市新庄字大道端475番1、475番2、475番3、475番4、475番5、475番6、475番7、475番8、475番9、477番1、477番2、477番3、481番10、481番11、481番12、482番3、482番4、482番5、水路	和歌山市東田中47番地1 株式会社プロシード 代表取締役 南 かほり

（令和7年6月30日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市坂田字瓜野160番1、160番2、 161番5、162番、163番、164番、 165番、167番6、169番、169番 1、170番	和歌山市狐島508番地 三幸建設株式会社 代表取締役 島本義久

(令和7年6月30日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第31号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年6月23日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和7年6月26日（木）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程について
 - (3) 在外選挙人名簿に登録するについて
 - (4) 参議院議員通常選挙における投票所入場券の様式を定めるについて
 - (5) 参議院議員通常選挙における登録の移替えをしない期間を定めるについて
 - (6) 参議院議員通常選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
 - (7) 参議院議員通常選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を定めるについて
 - (8) 参議院議員通常選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所の開始時刻の繰下げについて
 - (9) 参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を定めるについて
 - (10) 委員長専決処分について
 - (11) 参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - (12) 参議院議員通常選挙における投票所を定めるについて
 - (13) 参議院議員通常選挙における投票所閉鎖時刻の繰上げについて
 - (14) 参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時について
 - (15) 参議院議員通常選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
 - (16) 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (17) 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について
 - (18) 参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
 - (19) 参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (20) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (21) 参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人の選任について
 - (22) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

(令和7年6月23日掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第32号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年6月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和7年7月2日（水）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿に登録するについて
 - (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
 - (3) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和7年6月26日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第33号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和7年6月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 設置箇所数 590箇所
- 2 設置場所 別紙のとおり
(別紙省略)

(令和7年6月26日掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第34号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和7年6月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

(別紙省略)

(令和7年6月26日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第35号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和7年6月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- | | |
|--------|-------------------|
| 1 投票所名 | 第65投票区 加太地区会館大川分館 |
| | 第93投票区 滝畑地区公民館 |
| 2 閉鎖時刻 | 午後6時00分 |

(令和7年6月26日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第36号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和7年6月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

開票区	開票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
和歌山市	和歌山市湊 5丁目1番35号	(登載省略)	和歌山市宇須 1丁目1番14号	(登載省略)

(令和7年6月26日掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第37号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和7年6月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

（別紙省略）

（令和7年6月26日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第38号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和7年6月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

(別表省略)

(令和7年6月26日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第39号

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成6年選挙管理委員会告示第81号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月1日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成6年選挙管理委員会告示第81号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14号中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

別記様式第15号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

別記様式第16号中「口座名、口座番号及び口座名義人」を「口座名及び口座番号」に、

「

ふりがな	
口座名	
口座名義人	

」を「

ふりがな	
口座名	

」に改める。

別記様式第17号中「口座名、口座番号及び口座名義人」を「口座名及び口座番号」に、

「

ふりがな	
口座名	
口座名義人	

」を「

ふりがな	
口座名	

」に改め、

同様式別紙中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

別記様式第18号中「口座名、口座番号及び口座名義人」を「口座名及び口座番号」に、

「

ふりがな	
口座名	
口座名義人	

」を「

ふりがな	
口座名	

」に改め、

同様式別紙中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の規定は、この規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（令和7年7月1日揭示済）

【 正 誤 】

令和7年4月1日付け和歌山市公報第1796号正誤表

ページ	行	誤	正
40	上から2行目	地方自治法施行令（昭和22年 政令第16号）第158条第1 項	地方自治法（昭和22年法律第 67号）第243条の2第1項